

証券コード 4490
2020年5月14日

株 主 各 位

東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
住友不動産青葉台ヒルズ9F
株式会社ビザスク
代表取締役社長CEO 端 羽 英 子

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年5月28日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年5月29日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
住友不動産青葉台ヒルズ 10階
3. 目的事項
報告事項 第8期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業
報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、  
修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス  
<https://visasq.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) インターネット開示制度導入に関する規定の新設  
インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供をできるようにするための規定を新設し、それに伴い現行定款第17条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

(2) 株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する規定等の変更  
経営体制に応じた柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する規定及び、役付取締役に関する規定の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (株主総会の招集及び議長)<br>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。<br>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。<br>3 <u>代表取締役社長</u> に事故又は支障があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、当該株主総会において、株主総会を招集した取締役が議長となる。 | (株主総会の招集及び議長)<br>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。<br>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。<br>3 <u>代表取締役</u> に事故又は支障があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、当該株主総会において、株主総会を招集した取締役が議長となる。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第17条～第21条 (条文省略)<br/>(代表取締役及び代表取締役社長)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。</p> <p>2 当社は、その決議により取締役の中から取締役会長1名、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第43条 (条文省略)</p> | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第18条～第22条 (現行どおり)<br/>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。</p> <p>2 当社は、その決議により取締役の中から取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第25条～第44条 (現行どおり)</p> |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | はし ば えい こ<br>端 羽 英 子<br>(1978年7月11日)  | 2001年4月 ゴールドマン・サックス証券<br>会社（現ゴールドマン・サッ<br>クス証券株式会社） 入社<br>2003年3月 日本ロレアル株式会社 入社<br>2007年7月 ユニゾン・キャピタル株式会<br>社 入社<br>2012年3月 当社設立 代表取締役社長<br>CEO 就任（現任） | 4,559,600株     |
| 2         | はな むら そう し<br>花 村 創 史<br>(1981年4月15日) | 2007年12月 株式会社日本技芸（現<br>rakumo株式会社） 入社<br>2012年9月 グリー株式会社 入社<br>2013年12月 当社 入社<br>2014年7月 当社取締役CTO 就任（現<br>任）                                           | 60,000株        |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | 瓜生英敏<br>(1975年3月28日)  | 1999年4月 ゴールドマン・サックス証券<br>会社(現ゴールドマン・サッ<br>クス証券株式会社) 入社<br>2005年3月 ゴールドマン・サックス・ア<br>ンド・カンパニー サンフラ<br>ンシスコ・オフィス勤務<br>2006年1月 同社 投資銀行部門 テクノ<br>ロジー・メディア・テレコム・<br>グループ ヴァイス・プレジ<br>デント 就任<br>2012年1月 ゴールドマン・サックス証券<br>会社(現ゴールドマン・サッ<br>クス証券株式会社) 投資銀行<br>部門 アドバイザリー・グル<br>ープ ヴァイス・プレジデン<br>ト 就任<br>2012年1月 同社 マネージング・ディレ<br>クター 就任<br>2018年2月 株式会社マネーフォワード<br>社外監査役 就任 現任<br>2018年2月 当社取締役CFOコーポレート<br>グループ長 就任<br>2019年9月 当社取締役COO 就任(現<br>任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社マネーフォワード 社外監査役 | 30,400株        |
| 4         | 安岡とおる<br>(1976年2月23日) | 1999年4月 J.P.モルガン証券会社(現JPモ<br>ルガン証券株式会社) 入社<br>2004年8月 ユニゾン・キャピタル株式会<br>社 入社<br>2008年1月 同社 ディレクター 就任<br>2018年9月 当社取締役CFOコーポレート<br>グループ長 就任(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 30,400株        |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5         | かた だ こう へい<br>堅 田 航 平<br>(1976年6月14日) | <p>2003年4月 モルガン・スタンレー証券会<br/>社 (現 三菱UFJモルガン・ス<br/>タンレー証券株式会社) 入社</p> <p>2005年10月 Och-Ziff Management<br/>Hong Kong Limited 入社</p> <p>2008年3月 ネットライフ企画株式会社<br/>(現ライフネット生命保険株式<br/>会社) 入社</p> <p>2013年5月 同社 執行役員CFO 就任</p> <p>2014年8月 同社 ヴァイス・プレジデ<br/>ント 財務担当 就任</p> <p>2018年5月 Kipp Financial<br/>Technologies株式会社 社外<br/>監査役 就任 (現任)</p> <p>2018年9月 Appeir Japan株式会社<br/>CFO就任</p> <p>2019年5月 当社 社外取締役 就任 (現<br/>任)</p> <p>2019年7月 五常・アンド・カンパニー株<br/>式会社 CFO 就任 (現任)</p> <p>2019年8月 株式会社空 社外監査役 就<br/>任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>Kipp Financial Technologies株式会社<br/>社外監査役</p> <p>五常・アンド・カンパニー株式会社 CFO<br/>株式会社空 社外監査役</p> | -                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 堅田航平氏は、社外取締役候補者であります。
3. 堅田航平氏を社外取締役候補者とした理由は、経営・財務に関する豊富な経験を有していることから、その知見・経験を活かして当社の経営に対する有益な助言・提言を行っており、引き続き社外取締役候補者としております。
4. 堅田航平氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

5. 当社は、堅田航平氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低限度額としており、堅田航平氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、堅田航平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、本議案において同士の再任が承認可決された場合には、同氏は引き続き独立役員となります。

### 第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、2019年8月29日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額3,800万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額を年額710万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化やインセンティブ付与の可能性など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額3,900万円以内（うち社外取締役分240万円以内）、監査役の報酬額を年額800万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）、監査役は3名であります。第2号議案が原案どおり承認可決された後の人数も同様となります。

以上

(提供書面)

## 事業報告

(2019年3月1日から  
2020年2月29日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、輸出が弱含むなかで製造業を中心に企業収益に弱さが見られたものの、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかに回復しました。世界経済については、中国において製造業を中心に弱い動きとなりましたが、米国では雇用情勢の改善や個人消費の増加等から景気は回復しました。しかし、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による国内外経済の下振れリスクなど、先行き不透明な状況が続いています。

当社を取り巻く環境としては、堅調な企業業績並びにこれを背景とした設備・研究開発投資水準のもと、ビジネス知見に対する強い需要が継続しております。

かかる状況のもと、当事業年度においては、当社のサービスは順調に拡大を続けております。

フルサポート形式のスポットコンサル設営サービス「ビザスク interview」においては、継続的な法人クライアント基盤の拡大に注力し、法人クライアント口座数は、前事業年度の329口座から485口座まで増加いたしました。また、その他のサービスについては、2018年1月にリリースした「ビザスク expert survey」や2019年6月にリリースした「ビザスク web 展示会」などが拡大したほか、UI/UXの改善や、アドバイザー検索機能の向上等の様々な施策を継続しております。その一環として、当社webプラットフォーム上で依頼者とアドバイザーが自らマッチングする「ビザスク lite」を2019年8月にリニューアルし、さらに、ベンチャー企業等への利便性向上を目的として、請求書払い等に対応した「チームプラン」の提供を開始いたしました。

以上の結果、当事業年度末時点で国内登録者数は約9万人となり、また、当事業年度における当社のアレンジしたフルサポート形式のスポットコンサルによる知見提供取引の件数（「ビザスク interview」のみ）は

約12.5千件に増加しました。知見プラットフォーム事業全体での取扱高は1,568百万円となり、営業収益は983,978千円（前期比60.2%増）、営業利益71,512千円（前期比183.5%増）、経常利益57,252千円（前期比137.8%増）、当期純利益52,872千円（前期比92.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は、工具、器具及び備品に11,131千円であります。主に、人員の増加に伴う情報機器の取得や2020年3月に本社を増床することに伴う什器類の取得によるものです。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。なお、当事業年度に発行総額629千円の新株予約権を時価にて発行しておりますが、これは当社のインセンティブ・プランとして発行したものであります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                           |      | 第 5 期<br>(2017年2月期) | 第 6 期<br>(2018年2月期) | 第 7 期<br>(2019年2月期) | 第 8 期<br>(当事業年度)<br>(2020年2月期) |
|-------------------------------|------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 営業収益                          | (千円) | 100,205             | 264,047             | 614,204             | 983,978                        |
| 経常利益又は経常<br>損失 (△)            | (千円) | △121,221            | △58,049             | 24,075              | 57,252                         |
| 当期純利益又は当<br>期純損失 (△)          | (千円) | △122,386            | △58,579             | 27,488              | 52,872                         |
| 1株当たり当期純<br>利益又は当期純損<br>失 (△) | (円)  | △796.27             | △7.62               | 3.58                | 6.88                           |
| 総資産                           | (千円) | 164,922             | 369,317             | 480,628             | 648,216                        |
| 純資産                           | (千円) | 77,261              | 18,682              | 46,170              | 99,672                         |
| 1株当たり純資産                      | (円)  | △49.91              | △62.25              | △56.46              | 12.97                          |

- (注) 1. 当社は、2016年8月24日付で株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。
2. 当社は、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。
3. 第5期から第7期までの各事業年度末における1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
4. 第5期から第7期までの各期間における1株当たり当期純利益金額の算定上、A種優先株式及びA-2種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
5. 2019年8月28日付でA種優先株主及びA-2種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA-2種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びA-2種優先株主にA種優先株式及びA-2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びA-2種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は2019年8月29日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                               | 資 本 金                   | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容         |
|-----------------------------------------------------|-------------------------|----------|-----------------------|
| V I S A S Q<br>S I N G A P O R E<br>P T E . L T D . | 350,000<br>シンガポ<br>ールドル | 100.0    | 日本国外における「ビザスク」<br>の運営 |

(注) VISASQ SINGAPORE PTE.LTD.は、2020年4月1日に設立した当社の子会社であります。

#### (4) 対処すべき課題

##### (ア) 人材の獲得

人材の確保は当社の事業成長において不可欠であります。優秀な人材を獲得すること、及び在籍しているメンバーのスキルをいかに高めていくかは重要な課題の一つです。スタートアップにおける採用市場は近年逼迫しておりますが、知人紹介や人材紹介会社等の多様な採用チャネルを活用し、従業員の獲得を進めてまいります。また、組織の拡大に応じた人事制度を設計することや、教育制度等を拡充することにより、メンバーの成長を促進してまいります。

##### (イ) 知見提供サービスの多様化

当社は、様々な知見提供サービスを設営・提供しておりますが、知見提供の態様は様々な形があると考えられ、常に新たなサービスの提供機会を模索しております。顧客ニーズに合致するサービスを開発していくことは重要な経営上の戦略であると考えており、そうした新たなサービス開発を通じて、世界中の知見の流動性を高める、また、顧客とアドバイザー双方の満足度の向上に努めてまいります。

##### (ウ) 業務プロセスの効率化及び高度化

当社の事業は、必ずしも成熟した業態ではないため、システム開発に知見のあるシステムエンジニアや、当社業務に精通した事業部のメンバー、及び内部監査や法令・会計等に知見のあるメンバーが協働して、効率的な事業運営を目指していくことが重要であると認識しております。これは、法的リスクやレピュテーションリスクなどの当事業に関する様々なリスクを低減すると同時に、事業収益性の改善に結びつくため、継続して取り組んでまいります。

##### (エ) 個人情報保護の対応

プラットフォーム事業者の個人情報の取り扱いと保護に対し、近年世界中で高い関心が寄せられています。当社は、情報そのものの保護の観点から情報セキュリティ・システムを強化するとともに、欧州GDPRに代表される各国の個人情報保護に対する法体制の整備に留意し、個人情報保護の社内体制整備を進めてまいります。なお、当社は、2016年9月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)からプライバシーマーク制度の認証を受けており、2018年9月に更新を行っております。

##### (オ) 登録者の拡充

当社が仲介することのできる知見は、当社の登録者の人数や質、多様性に依存しておりますが、それは同時に当社サービスの質に重要な影響を及ぼし

ます。

当社は2020年2月現在で10万人（うち国内登録者は9万人超）を超える登録者を得ておりますが、顧客満足度の向上を目指し、海外での事業展開も積極的に検討するほか、広告宣伝活動による認知度向上を通じて、業界、職域、地域等の複合的な観点でユーザーの拡充を進めてまいります。

(カ) 安心なサービス利用の促進

アドバイザーに対するコンプライアンス・トレーニングの機会の確保によって適切な知見提供取引の実施を促進するとともに、アドバイザーの本人確認手続等を通じて顧客とアドバイザー双方が安心して当社サービスを利用できるように、努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年2月29日現在）

|                          |                                                                                                               |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フルサポート形式「ビザスク」 (注)       |                                                                                                               |
| ビザスク interview           | 顧客のニーズに応じて、ビジネス知見を有するアドバイザーと顧客をマッチングし、1時間単位の電話や対面でのインタビューを設営するサービス                                            |
| ビザスクexpert survey        | インタビュー形式ではなくオンライン・アンケート形式で、多数のアドバイザーの知見を一度に収集することをサポートするサービス                                                  |
| ビザスク業務委託                 | 1時間単位のインタビューではなく、より長期的にアドバイザーが知見を提供する、業務委託形式のマッチング・サービス                                                       |
| ビザスクproject              | 顧客企業の新規事業社内提案制度において、当社のデータベースに登録するアドバイザーへのスポットコンサルやサーベイ「ビザスクexpert survey」をプロジェクトに組みこむことで、プロジェクト型で総合支援を行うサービス |
| ビザスクweb展示会               | 自社の製品や保有技術の新たな展開可能性を探るためのニーズ探索サービス                                                                            |
| セルフマッチング形式「ビザスクlite」 (注) |                                                                                                               |
| ビザスクlite                 | 当社のwebプラットフォーム上で、個人や主に中小規模の法人顧客がアドバイザー選定等のマッチングを自ら行い、スポットコンサルを実施するサービス                                        |

(注) 「フルサポート形式「ビザスク」」とは、当社がクライアントの依頼に基づきアドバイザーをマッチングするサービス形式であります。また、「セルフマッチング形式「ビザスクlite」」とは、知見を提供する側と知見を求める側が当社webプラットフォーム上で自らマッチングを行うサービス形式であります。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年2月29日現在)

|   |   |        |
|---|---|--------|
| 本 | 社 | 東京都目黒区 |
|---|---|--------|

(7) 使用人の状況 (2020年2月29日現在)

| 使用人数     | 前事業年度末比<br>増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|---------------|-------|--------|
| 96 (4) 名 | 37名増 (4名増)    | 32.0歳 | 1.6年   |

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート、契約社員及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年2月29日現在)

| 借入先        | 借入額       |
|------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行  | 11,108千円  |
| 株式会社日本政策金融 | 190,000千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2020年2月29日現在)

- (1) **発行可能株式総数** 30,740,000株  
 (注) 2019年8月30日付で実施した株式分割 (普通株式1株を50株に分割) に伴い、発行可能株式総数は30,125,200株増加しております。
- (2) **発行済株式の総数** 7,685,000株  
 (注) 2019年8月30日付で実施した株式分割 (普通株式1株を50株に分割) に伴い、発行済株式の総数は7,531,300株増加しております。
- (3) **株主数** 12名
- (4) **大株主 (上位10名)**

| 株 主 名                                                                  | 持株数 (株)   | 持株比率 (%) |
|------------------------------------------------------------------------|-----------|----------|
| 端 羽 英 子                                                                | 4,559,600 | 59.3     |
| A - F u n d I I , L . P .                                              | 1,025,000 | 13.3     |
| DAC <sup>1</sup> ンチャ-コナイト <sup>2</sup> ・ファンド <sup>3</sup> 1号投資事業有限責任組合 | 855,000   | 11.1     |
| CA Startups Internet Fund 1号投資事業有限責任組合                                 | 375,000   | 4.9      |
| DBJキャピタル投資事業有限責任組合                                                     | 217,500   | 2.8      |
| みずほ成長支援投資事業有限責任組合                                                      | 217,500   | 2.8      |
| CA Startups Internet Fund 2号投資事業有限責任組合                                 | 180,000   | 2.3      |
| 青 柳 直 樹                                                                | 69,600    | 0.9      |
| A-Fund II Affiliates Fund, L.P.                                        | 65,000    | 0.8      |
| 花 村 創 史                                                                | 60,000    | 0.8      |

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第1回新株予約権                                     | 第5回新株予約権                                      |
|------------------------|-------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2014年1月24日                                   | 2018年2月26日                                    |
| 新株予約権の数                |                   | 151個                                         | 1,035個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 377,500株<br>(新株予約権1個につき2,500株)<br>(注) 1 | 普通株式 51,750株<br>(新株予約権1個につき50株)<br>(注) 1      |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>200円<br>(1株当たり 4円) (注) 1       | 新株予約権1個当たり<br>6,890円<br>(1株当たり 137.8円) (注) 1  |
| 権利行使期間                 |                   | 2019年12月31日から<br>2023年12月31日まで               | 2020年3月1日から<br>2028年2月25日まで                   |
| 行使の条件                  |                   | (注) 2                                        | (注) 3                                         |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 151個<br>目的となる株式数 377,500株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 1,035個<br>目的となる株式数 51,750株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名         | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名          |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名         | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名          |

|                        |                   | 第 6 回新株予約権                                   | 第 8 回新株予約権                                    |
|------------------------|-------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2018年8月27日                                   | 2018年10月31日                                   |
| 新株予約権の数                |                   | 518個                                         | 1,300個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 25,900株<br>(新株予約権1個につき50株)<br>(注) 1     | 普通株式 65,000株<br>(新株予約権1個につき50株)<br>(注) 1      |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>6,890円<br>(1株当たり 137.8円) (注) 1 | 新株予約権1個当たり<br>7,500円<br>(1株当たり 150円) (注) 1    |
| 権利行使期間                 |                   | 2020年10月1日から<br>2028年9月19日まで                 | 2020年11月1日から<br>2028年10月30日まで                 |
| 行使の条件                  |                   | (注) 4                                        | (注) 5                                         |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 518個<br>目的となる株式数 25,900株<br>保有者数 1名  | 新株予約権の数 1,300個<br>目的となる株式数 65,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名         | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名          |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名         | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名          |

|                        |                   |                                           |
|------------------------|-------------------|-------------------------------------------|
|                        |                   | 第9回新株予約権                                  |
| 発行決議日                  |                   | 2018年10月31日                               |
| 新株予約権の数                |                   | 50個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 2,500株<br>(新株予約権1個につき50株)<br>(注) 1   |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 7,500円<br>(1株当たり 150円) (注) 1   |
| 権利行使期間                 |                   | 2020年11月1日から<br>2028年10月30日まで             |
| 行使の条件                  |                   | (注) 6                                     |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名      |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名      |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 50個<br>目的となる株式数 2,500株<br>保有者数 1名 |

(注) 1. 2019年8月30日付で実施した株式分割（普通株式1株を50株に分割）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(注) 2. 第1回新株予約権の行使条件

次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。

- a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合
- b. 対象者が当社または当社子会社を相応の理由をもって解雇された場合または取締役の地位を解任された場合
- c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合
- d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。

(注) 3. 第5回新株予約権の行使条件

次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。

- a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合
- b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合
- c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合
- d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。

新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。

第1回 2020年3月1日 50%

第2回 2021年3月1日 50%

その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2028年2月25日までの間も権利行使できるものとする）。

(注) 4. 第6回新株予約権の行使条件

次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。

- a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合
- b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合
- c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合
- d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。

新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、

新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。

第1回 2020年10月1日 50%

第2回 2021年10月1日 50%

その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2028年9月19日までの間も権利行使できるものとする）。

(注) 5. 第8回新株予約権の行使条件

次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。

- a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合
- b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合
- c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合
- d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。

新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。

第1回 2020年11月1日 50%

第2回 2021年11月1日 50%

その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2028年10月30日までの間も権利行使できるものとする）。

(注) 6. 第9回新株予約権の行使条件

次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。

- a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の監査役または従業員でなくなった場合
- b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または監査役の地位を解任された場合
- c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合
- d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。

新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。

第1回 2020年11月1日 50%

第2回 2021年11月1日 50%

その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2028年10月30日までの間も権利行使できるものとする）。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |             | 第11回新株予約権                                   | 第13回新株予約権                                       |
|------------------------|-------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |             | 2019年5月17日                                  | 2019年12月13日                                     |
| 新株予約権の数                |             | 550個                                        | 15,400個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |             | 普通株式 27,500株<br>(新株予約権1個につき50株)<br>(注) 1    | 普通株式 15,400株<br>(新株予約権1個につき1株)                  |
| 新株予約権の払込金額             |             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |             | 新株予約権1個当たり<br>12,500円<br>(1株当たり 250円) (注) 1 | 新株予約権1個当たり<br>1,500円<br>(1株当たり 1,500円)          |
| 権利行使期間                 |             | 2021年6月1日から<br>2029年5月31日まで                 | 2022年1月1日から<br>2029年12月12日まで                    |
| 行使の条件                  |             | (注) 2                                       | (注) 3                                           |
| 使用人への交付状況              | 当社使用人       | 新株予約権の数 550個<br>目的となる株式数 27,500株<br>保有者数 5名 | 新株予約権の数 15,400個<br>目的となる株式数 15,400株<br>保有者数 45名 |
|                        | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名        | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名            |

(注) 1. 2019年8月30日付で実施した株式分割（普通株式1株を50株に分割）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(注) 2. 第11回新株予約権の行使条件

次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。

- a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合
- b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合
- c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合
- d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。

新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。

第1回 2021年6月1日 50%

第2回 2022年6月1日 50%

その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2029年5月31日までの間も権利行使できるものとする）。

(注) 3. 第13回新株予約権の行使条件

次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。

- a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合
- b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合
- c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合
- d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。

新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。

第1回 2022年1月1日 50%

第2回 2023年1月1日 50%

その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2029年5月31日までの間も権利行使できるものとする）。

### (3) その他新株予約権等の状況

1. 2019年5月31日開催の第8回定時株主総会決議に基づき発行した新株予約権

|                        | 第12回新株予約権                                   |
|------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2019年5月17日                                  |
| 新株予約権の数                | 2,516個                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 125,800株<br>(新株予約権1個につき50株)<br>(注) 1   |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権1個当たり250円                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり<br>12,500円<br>(1株当たり 250円) (注) 1 |
| 権利行使期間                 | 2020年6月1日から<br>2029年6月5日まで                  |
| 行使の条件                  | (注) 2                                       |
| 割当先                    | 社外協力者1名                                     |

(注) 1. 2019年8月30日付で実施した株式分割（普通株式1株を50株に分割）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(注) 2. 第12回新株予約権の行使条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、2020年2月期から2022年2月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書に記載された営業収益（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結損益計算書の営業収益を参照する。）が9.5億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- ③ 本新株予約権者は、割当日から2年までの間において、当社普通株式の価額（下記(a)から(d)に掲げる各事由が生じた場合に、判定される最新の金額とする。）が、行使価額に500%を乗じた額（ただ

し、(注) 3、4において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を一度でも上回った場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (a) 当社普通株式の発行等が行われた場合における当該払込金額。
  - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、普通株式の売買その他の取引が行われたときの当該取引価格。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値。
  - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法等の方法により評価された株式評価額。
- ④ 本新株予約権者は、本新株予約権行使時点で、現在から将来にわたる当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割 (または併合) の比率}}$$

(注) 4. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未

満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年2月29日現在)

| 会社における地位             | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                 |
|----------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長              | 端 羽 英 子 | CEO                                                                          |
| 取 締 役                | 花 村 創 史 | CTO                                                                          |
| 取 締 役                | 瓜 生 英 敏 | COO<br>株式会社マネーフォワード 社外監査役                                                    |
| 取 締 役                | 安 岡 徹   | CFO                                                                          |
| 社 外 取 締 役            | 堅 田 航 平 | Kipp Financial Technologies株式会社 社外監査役<br>五常・アンド・カンパニー株式会社 CFO<br>株式会社空 社外監査役 |
| 社 外 監 査 役<br>( 常 勤 ) | 久 保 雅 子 | —                                                                            |
| 社 外 監 査 役            | 青 山 正 明 | アイペット損害保険株式会社 取締役常務<br>執行役員<br>株式会社ABEJA 社外監査役                               |
| 社 外 監 査 役            | 上 埜 喜 章 | ロードスターキャピタル株式会社 社外監<br>査役                                                    |

- (注) 1. 常勤監査役久保雅子氏は、弁護士資格（未登録）者として、企業法務やコンプライアンスに精通しており、法律的側面における豊富な経験と幅広い見識を有しております。
2. 監査役青山正明氏は、コンサルティング会社、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有しております。
3. 監査役上埜喜章氏は、監査法人や金融機関での豊富な経験に基づく、会計分野における幅広い見識を有しております。
4. 2019年5月31日をもって、本多央輔氏は取締役を辞任いたしました。
5. 2019年8月29日開催の臨時株主総会において、端羽英子氏、花村創史氏、瓜生英敏氏、安岡徹氏及び堅田航平氏が取締役に、久保雅子氏、青山正明氏及び上埜喜章氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役堅田航平氏につきましては会社法第425条第1項に定める最低責任限度額、監査役久保雅子氏、監

査役青山正明氏及び監査役上桒喜章氏につきましては同法第425条第1項に定める最低責任限度額又は最低責任限度額を超える額であって別途当社が定める限度額のいずれかとしております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額    |
|--------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1) | 36百万円<br>(1) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 6<br>(6)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8<br>(4)  | 43<br>(8)    |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年8月29日開催の臨時株主総会において、年額3,800万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年8月29日開催の臨時株主総会において、年額710万円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役堅田航平氏は、Kipp Financial Technologies株式会社及び株式会社空の社外監査役並びに五常・アンド・カンパニー株式会社のCFOであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役青山正明氏は、アイペット損害保険株式会社株式会社の取締役常務執行役員及び株式会社ABEJAの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役上桒喜章氏は、ロードスターキャピタル株式会社の社外監査役であります。当社とロードスターキャピタル株式会社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|     |      | 出席状況及び発言状況                                                                                                                        |
|-----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 堅田航平 | 2019年5月31日就任以降当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、経営・財務の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                      |
| 監査役 | 久保雅子 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回すべて、監査役会12回のうち12回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において法律的側面における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。                    |
| 監査役 | 青山正明 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回すべて、監査役会12回のうち12回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、コンサルティング会社、金融機関における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。         |
| 監査役 | 上埜喜章 | 2019年5月31日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回すべて、監査役会12回のうち12回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、監査法人、金融機関における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 19百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 2     |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、株式の新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価2百万円を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会を原則として毎月1回開催することに加え、必要があるときは臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行状況を監督する。

2. 取締役及び使用人は取締役会規程、業務分掌規程等の社内規程に従い業務を執行する。

3. 取締役及び使用人は法令または定款に関する違反が発生し、または、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理については、取締役会議事録、その他の重要な文書及び情報は書面または電磁的記録媒体等へ記録し、文書管理規程の定めに従い、適正に保存及び管理する。

2. 取締役及び監査役は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 各部門の責任者は業務分掌規程に定められた範囲に付随するリスクを管理し、組織横断的リスク、全社的リスクについてはコーポレートグループが中心となり、代表取締役社長が統括する。

2. 不測の事態が発生した場合は代表取締役社長を対策責任者として、取締役、監査役及び代表取締役社長が指名した使用人により構成された対策会議において対応を行い、損害の拡大を防止する。

3. 前項の対策会議は必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月1回の定時取締役会を開催する。また、必要に応じては臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。

2. 取締役は取締役会規程の定めに従い、取締役会において、職務の状況を報告する。

3. 取締役の効率的な職務執行のため、業務分掌規程を定め、組織の業務分掌を明確にする。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。

2. 監査役の職務を補助すべき使用人についての人事異動に係る事項及び人事評価の決定については、監査役に事前の同意を得る。

3. 監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については取締役等からの指揮命令を受けないものとする。

- ⑥ 当社の取締役及び使用人が監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。

2. 取締役及び使用人は重大な法令・定款違反もしくは当社の事業に重大な影響をおよぼす事項が発生し、または、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

- ⑦ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。

2. 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
1. 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。
  2. 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 代表取締役は定期的に監査役と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査役監査の環境整備に努める。
  2. 監査役は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①取締役の職務の執行について

取締役会を21回開催し、取締役及び監査役の出席の下、議案の決議や報告、また重要な経営戦略等の事項を協議しております。

### ②監査役の職務の執行について

監査役会を12回開催した他、会計監査人を含めた三様監査や取締役へのヒアリングなどを実施しております。

### ③コンプライアンスについて

1. コンプライアンス規程やマニュアルを定め、入社時だけでなく入社後も適宜研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。

2. 内部通報規程を定め、社内だけでなく顧問弁護士事務所への外部窓口も設定し、全社員に周知しております。

### ④内部監査について

内部監査担当者が監査役の協力を仰ぎ、内部監査を実施しております。

## 貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額            | 科 目               | 金 額            |
|-------------|----------------|-------------------|----------------|
| (資産の部)      |                | (負債の部)            |                |
| <b>流動資産</b> | <b>559,759</b> | <b>流動負債</b>       | <b>358,543</b> |
| 現金及び預金      | 321,037        | 買掛金               | 68,253         |
| 売掛金         | 202,395        | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 11,108         |
| 前払費用        | 26,447         | 未払金               | 43,792         |
| その他流動資産     | 9,878          | 未払費用              | 25,759         |
| <b>固定資産</b> | <b>88,456</b>  | 未払法人税等            | 200            |
| 有形固定資産      | 17,587         | 未払消費税等            | 38,430         |
| 建物附属設備      | 10,666         | 前受金               | 140,524        |
| 工具、器具及び備品   | 33,539         | 前受収益              | 5,364          |
| 減価償却累計額     | △28,087        | 賞与引当金             | 9,490          |
| 建設仮勘定       | 1,468          | その他流動負債           | 15,622         |
| 投資その他の資産    | 70,868         | <b>固定負債</b>       | <b>190,000</b> |
| 敷金及び保証金     | 66,895         | 長期借入金             | 190,000        |
| 繰延税金資産      | 3,505          | <b>負債合計</b>       | <b>548,543</b> |
| 長期前払費用      | 468            | (純資産の部)           |                |
|             |                | <b>株主資本</b>       | <b>99,043</b>  |
|             |                | 資本金               | 18,682         |
|             |                | 資本剰余金             | -              |
|             |                | 資本準備金             | -              |
|             |                | <b>利益剰余金</b>      | <b>80,361</b>  |
|             |                | 利益準備金             | -              |
|             |                | その他利益剰余金          | 80,361         |
|             |                | 繰越利益剰余金           | 80,361         |
|             |                | 新株予約権             | 629            |
|             |                | <b>純資産合計</b>      | <b>99,672</b>  |
| <b>資産合計</b> | <b>648,216</b> | <b>負債純資産合計</b>    | <b>648,216</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2019年3月1日から  
2020年2月29日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    | 額       |
|-------------------------|--------|---------|
| 営 業 収 益                 |        | 983,978 |
| 営 業 費 用                 |        | 912,465 |
| 営 業 利 益                 |        | 71,512  |
| 営 業 外 収 益               |        |         |
| 受 取 利 息                 | 33     |         |
| そ の 他                   | 59     | 93      |
| 営 業 外 費 用               |        |         |
| 支 払 利 息                 | 3,321  |         |
| 為 替 差 損                 | 188    |         |
| 株 式 公 開 費 用             | 10,842 |         |
| そ の 他                   | 0      | 14,352  |
| 経 常 利 益                 |        | 57,252  |
| 特 別 損 失                 |        |         |
| 自 己 新 株 予 約 権 消 却 損     | 4,067  | 4,067   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 53,185  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 203    |         |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 108    | 312     |
| 当 期 純 利 益               |        | 52,872  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から  
2020年2月29日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |              |             |                             |             |            | 新株予約<br>権 | 純資産<br>合計 |
|------------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|-----------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              |             | 利 益 剰 余 金                   |             | 株主資本<br>合計 |           |           |
|                              |         | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本<br>剰余金合計 | その他利<br>益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金合計 |            |           |           |
| 当 期 首 残 高                    | 18,682  | -         | -            | -           | 27,488                      | 27,488      | -          | -         | 46,170    |
| 当 期 変 動 額                    |         |           |              |             |                             |             |            |           |           |
| 当 期 純 利 益                    |         |           |              |             | 52,872                      | 52,872      | 52,872     |           | 52,872    |
| 株主資本以外の項目の当<br>期 変 動 額 (純 額) |         |           |              |             |                             |             |            | 629       | 629       |
| 当 期 変 動 額 合 計                | -       | -         | -            | -           | 52,872                      | 52,872      | 52,872     | 629       | 53,501    |
| 当 期 末 残 高                    | 18,682  | -         | -            | -           | 80,361                      | 80,361      | 99,043     | 629       | 99,672    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物附属設備    | 2年    |
| 工具、器具及び備品 | 2年～4年 |

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、債権の貸倒れによる損失が発生した実績がなく、発生する可能性も低いいため、貸倒引当金を計上しておりません。

賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

7,685,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

- (4) 当事業年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数(行使期間の初日が到来していないものを除く)に関する事項
- |      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 125,800株 |
|------|----------|

### 3. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、当社事務所の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は運転資金に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

イ 営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

④ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

コーポレートグループが資金計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

⑤ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|               | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金    | 321,037          | 321,037    | －          |
| (2) 売掛金       | 202,395          | 202,395    | －          |
| (3) 敷金及び保証金   | 66,895           | 67,296     | 401        |
| 資産計           | 590,328          | 590,729    | 401        |
| (1) 買掛金       | 68,253           | 68,253     | －          |
| (2) 未払金       | 43,792           | 43,792     | －          |
| (3) 未払法人税等    | 200              | 200        | －          |
| (4) 未払消費税等    | 38,430           | 38,430     | －          |
| (5) 長期借入金 (*) | 201,108          | 217,666    | 16,558     |
| 負債計           | 351,783          | 368,342    | 16,558     |

(\*) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。ただし、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品  
該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|         | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金  | 321,037      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金     | 202,395      | —                   | —                    | —            |
| 敷金及び保証金 | —            | 66,895              | —                    | —            |
| 合計      | 523,433      | 66,895              | —                    | —            |

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 11,108       | —                   | 190,000             | —                   | —                   | —           |
| 合計    | 11,108       | —                   | 190,000             | —                   | —                   | —           |

#### 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

単位：千円

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 繰延税金資産                  |         |
| 減価償却超過額                 | 2,768   |
| 繰越欠損金（注）1.              | 65,879  |
| 賞与引当金                   | 2,906   |
| その他                     | 336     |
| 繰延税金資産小計                | 71,890  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）1. | △65,616 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額   | △2,768  |
| 評価性引当額                  | △68,384 |
| 繰延税金資産合計                | 3,505   |
| 繰延税金負債                  | —       |
| 繰延税金負債合計                | —       |
| 繰延税金資産の純額               | 3,505   |

（注）1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

|                      | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) | 合計<br>(千円) |
|----------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|
| 税務上の繰越<br>欠損金<br>(※) | —            | —                   | —                   | —                   | —                   | 65,879      | 65,879     |
| 評価性引当額               | —            | —                   | —                   | —                   | —                   | △65,616     | △65,616    |
| 繰延税金資産               | —            | —                   | —                   | —                   | —                   | 262         | 262        |

（※） 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

#### 5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 12円97銭  
 (2) 1株当たりの当期純利益 6円88銭

2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株を50株に分割をしております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して

1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

## 6. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 新株式の発行

2020年2月3日及び2020年2月19日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、2020年3月10日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は365,557千円、発行済株式総数は8,185,000株となっております。

① 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

② 発行する株式の種類及び数：普通株式 500,000株

③ 発行価格：1株につき 1,500円

一般募集はこの価格にて行いました。

④ 引受価額：1株につき 1,387.5円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤ 払込金額：1株につき 1,105円

この金額は会社法上の払込金額であり、2020年2月19日開催の取締役会において決定された金額であります。

⑥ 資本組入額：1株につき 693.75円

⑦ 発行価額の総額： 750,000千円

⑧ 資本組入額の総額： 346,875千円

⑨ 払込金額の総額： 693,750千円

⑩ 払込期日：2020年3月10日

⑪ 資金の用途：運転資金としての広告宣伝費、採用費並びに人件費及び借入金の返済に充当する予定です。

### (2) 連結子会社の設立

当社は、2020年3月13日開催の取締役会において、下記の通り新たに連結子会社を設立することを決議し、2020年4月1日に設立いたしました。

#### ① 子会社の設立理由

当社は、設立以来、スポットコンサルの設営を中心とした知見プラットフォーム事業を展開してまいりましたが、東南アジア地域を中心とする海外の多様なアドバイザー獲得と、海外における法人クライアントへの認知拡大を目指す目的で、2020年4月1日付にて、当社100%出資の新会社「VISASQ SINGAPORE PTE.LTD.」を設立いたしました。

② 設立する子会社の概要

|            |                                                                                                                    |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商号         | VISASQ SINGAPORE PTE.LTD.                                                                                          |
| 本社所在地      | 9 Straits View, Marina One West Tower, #5-7 Singapore, 18937                                                       |
| 代表者の役職・氏名  | Director Kok-Leong Loh                                                                                             |
| 設立年月日      | 2020年4月1日                                                                                                          |
| 事業内容       | 日本国外における『ビザスク』の運営                                                                                                  |
| 資本金        | 350,000シンガポールドル                                                                                                    |
| 大株主及び持株比率  | 株式会社ビザスク 100%                                                                                                      |
| 当社と当該会社の関係 | <p>資本関係<br/>当該会社は当社の子会社に該当する</p> <p>人的関係<br/>当社取締役2名（瓜生英敏及び安岡徹）が当該会社取締役を兼任</p> <p>取引関係<br/>当該会社は当社に営業上の取引業務を提供</p> |

7. その他の注記

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年4月23日

株式会社ビザスク

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 遠藤 康彦 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 瀧野 恭司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビザスクの2019年3月1日から2020年2月29日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者

によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月24日

株式会社ビザスク 監査役会

|       |       |
|-------|-------|
| 常勤監査役 | 久保雅子印 |
| 社外監査役 | 青山正明印 |
| 社外監査役 | 上埜喜章印 |

以上

